

「直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料」について

八幡市契約検査課

工事現場に配置する現場代理人及び監理技術者等が、受注業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証明する資料（以下「雇用関係証明資料」という。）について、令和7年12月2日に健康保険被保険者証が廃止されたことに伴い、本市での取扱いを下記のとおりとしますので、お知らせします。

○雇用関係証明資料として認められるもの

原則、以下の（ア）～（ウ）とします。

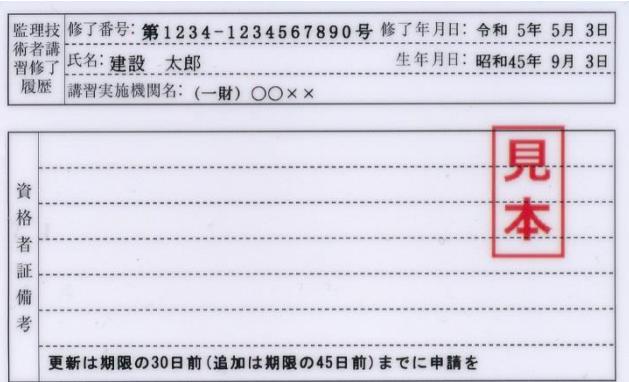
（ア）～（ウ）が提出できない場合は、（エ）又は（オ）の3ヶ月以上の雇用関係が確認できる資料でも可とします。

（ア）監理技術者資格者証の写し（表・裏）

表面



裏面



出典：(一社)建設業技術者センター ホームページ掲載資料

※入札申込み時点で有効期限内のものに限る。

※表面「所属建設業者」に変更がある場合は、裏面「資格者証備考」に現所属業者名が記載されていること。

※その他記載事項に変更がある場合も、裏面「資格者証備考」に変更内容が記載されていること。

※内容に疑義があるときは、別途資料の提出を求めることがある。

(イ) 住民税特別徴収税額通知書の写し

令和 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）												課 程 人 員 非課税人員							
元												特別徴収税額							
月	人 数	納 付 額	月	人 数	納 付 額														
6月分			12月分																
7月分			1月分																
8月分			2月分																
9月分			3月分																
10月分			4月分																
11月分			5月分																
(備考)																			
課税市町村名																			
地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6） 第1項並びに市町村民税条例第 条の規定によって、 令和 年度給与所得等に係る市町村民税・道府県民税及び 森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定（変更）した ので通知します。																			
令和 年 月 日																			
市町村長 氏 名																			
(摘要)																			
指定番号	宛名番号	市町村コード	市町村コード	受給者番号	氏 名	個人番号	特別徴収税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
住 所																			
(摘要)																			
指定番号	宛名番号	市町村コード	市町村コード	受給者番号	氏 名	個人番号	特別徴収税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
住 所																			
(摘要)																			
指定番号	宛名番号	市町村コード	市町村コード	受給者番号	氏 名	個人番号	特別徴収税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
住 所																			
(摘要)																			
指定番号	宛名番号	市町村コード	市町村コード	受給者番号	氏 名	個人番号	特別徴収税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
住 所																			
(摘要)																			
指定番号	宛名番号	市町村コード	市町村コード	受給者番号	氏 名	個人番号	特別徴収税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
住 所																			
(摘要)																			
指定番号	宛名番号	市町村コード	市町村コード	受給者番号	氏 名	個人番号	特別徴収税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
住 所																			
(摘要)																			
特別徴収義務者	氏名又は名称		個人番号又は法人番号																
頁																			

備考

- 市町村は、この通知に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。
- 地方税法第321条の5の2に規定する納期の特例の適用がある場合には、その旨を備考欄に記載すること。
- 「個人番号」欄には、納税義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
- 受給者番号は、給与支払報告書（個人別明細書）に記載された当該納税義務者の受給者番号を記載すること。
- 市町村は、変更となった理由を摘要欄に記載すること。
- 「特別徴収義務者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、特別徴収義務者の個人番号又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。

※入札申込み時点で最新のものに限る。

※特別徴収義務者用の通知書（毎年5月頃に市区町村から事業者宛に通知されるもの）に限る。

※提出時には、雇用関係の証明に不要な個人情報部分は黒塗りすること。

※内容に疑義があるときは、別途資料の提出を求めることがある。

(ウ) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し

健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書

健康保險・厚生年金保險被保險者標準報酬決定通知書

※日本年金機構または健康保険組合が発行した通知書（事業者宛に通知されるもの）に限る。

※提出時には、雇用関係の証明に不要な個人情報部分は黒塗りすること。

※内容に疑義があるときは、別途資料の提出を求めることがある。

(エ) 所属会社の雇用証明書の写し

参考様式

		雇用証明書	
		証明日 (※1)	令和 年 月 日
被雇用者 氏名 生年月日 年 月 日		事業者(雇用者) 所在地 〒 名称 役職名 氏名 印	
被雇用者を下記の労働条件で雇用していることを証明します。 (※2)			
契約期間	1. 事業者が就業規則に定める退職の日まで (年 月 日より採用) 2. 期間の定めなし (年 月 日より採用) 3. 年 月 日 ~ 年 月 日		
給与 (該当するものに○)	1 被雇用者の給与は、事業者から直接支払っている。 2 被雇用者の給与は、事業者からは直接支払っていない。		
勤務時間及び日数 (該当するものに○) (※3)	1 事業者が就業規則に定める所定労働時間及び日数の3/4以上である。 2 事業者が就業規則に定める所定労働時間及び日数の3/4未満である。		
(※1) 入札申請日以前の日付であること。 (※2) 内容に疑義があるときは、別途資料の提出を求めることがある。 (※3) 健康保険法第3条第1項第9号による被保険者となる短時間労働者の考え方を準じる。			

※任意様式とするが、下記①～⑦の内容を全て記載していること。

①証明日

入札申込み日以前の日付であること。

②技術者(被雇用者)の氏名、生年月日

③事業者(雇用者)の所在地、名称、代表者役職・氏名、押印

④契約期間

入札申込み日より3ヶ月以上前から雇用していること。

⑤給与の支払い方法

雇用者が直接支払っていること。

⑥勤務時間及び日数

就業規則に定める所定労働時間及び日数の3/4以上であること。

(オ) その他

上記 (ア) ~ (ウ) に準ずる資料の写し